

第6章 食中毒対策

第1節 想定する事件等の緊急事態

大規模食中毒の発生（主たる所管局は医療局）

第2節 事前対策

1 市民等への啓発

医療局は、区、関係局及び食品関係団体等と連携し、市民、食品事業者及び食品関係従事者を対象に食中毒予防のための啓発事業を行い、正しい知識の普及を図り、食中毒の発生を防止する。

2 調査体制の整備

各区は「横浜市食中毒対策要綱（医療局）」に従い、調査書類及び検体採取用の器具類を常備する等、対応体制を整えておく。

3 関係機関との連携

日頃から必要に応じて、厚生労働省、県、近隣自治体及び医療機関等との連絡調整及び情報交換を図る。

4 検査体制の整備

検体の検査は横浜市衛生研究所で実施する。また、大規模事案に関しては、必要に応じて県内衛生研究所等の応援協定に基づき対応する。

5 夜間、休庁時における体制の整備

「横浜市食中毒対策要綱」に従い、各区及び医療局における夜間、休庁時の連絡体制及び相互の職員の応援体制を定めておく。

第3節 応急対策

1 初期対応

(1) 探知

食中毒の発生の届出、通報等が医師、患者等又は患者以外（関係機関、事業者等）からあった場合は、同様の事故発生の有無を確認するとともに、調査体制を整える。

(2) 感染症への対応

医療機関等から区福祉保健センターに、ノロウイルスや腸管出血性大腸菌O157等の感染症又は疑いによる患者発生の届出があった場合には、必要に応じて区福祉保健センター福祉保健課及び生活衛生課並びに医療局健康安全課及び食品衛生課が合同で調査を行う。

2 調査及び措置等

横浜市食中毒対策要綱及び横浜市食中毒処理マニュアルに定める。

3 関係機関への通報

市内で大規模食中毒が発生し、食中毒対策本部を設置した場合、医療局は必要に応じ、厚生労働省、県、関係自治体、医療機関及び関係区局等へ通報、連絡等を行う。

4 組織体制の設置基準等

(1) 食中毒対策本部（※ 「第2部第1章第2節 警戒体制」に相当）

名 称	横浜市食中毒対策本部
責 任 者	本部長（医療局長）
事 務 局	医療局
組織構成	医療局、発生区及び責任者が指定する区局
確立基準	1 患者の発生が広域にわたり、又は大規模食中毒に発展することが予測される場合 2 原因食品の製造、貯蔵、販売等に関して、広域にわたる調査が必要な場合 3 発生状況等が特異で、措置等に一元的な対応が必要な場合
廃止基準	1 上位体制へ移行する場合 2 食中毒の危険性が排除された場合

(2) 特別対策本部（※ 「第2部第1章第4節 市・区対策本部」に相当）

名 称	横浜市食中毒特別対策本部	〇〇区食中毒対策本部
本 部 長	市長	区長
事 務 局	総務局危機管理室	区本部長の指定する課等
組織構成	医療局、政策経営局、総務局、医療局病院経営本部、消防局及び市本部長が指定する局	区本部長の指定する職員及び地区隊長等
設置基準	全市域にわたり死者又は重症者の発生があり、その数が拡大しており、複数の区局による協力が必要な場合であって、市本部長が必要と認める場合	市本部長から設置の指示を受けた場合
廃止基準	1 他の体制へ移行する場合 2 食中毒の危険性が排除された場合	市本部体制が廃止され、又は他の体制へ移行した場合

5 事務分掌

関係局・区	事務分掌
政策経営局	1 報道機関との連絡調整に関すること。 2 関連情報の発表及び発表に係る総合調整に関すること。 3 広報計画の立案及び総合調整に関すること。 4 関連情報の広報に関すること。 ※ 1～4については、広報・報道チーム設置時は、当該チームにおいて活動
総務局 危機管理室	1 市本部等の設置及び運営に関すること。 2 関連情報及び活動情報の収集、集約及び伝達に関すること。 3 区局間の総合調整及び統制に関すること（医療局の事務を除く。）。
医療局	1 食中毒に関する実務的対策全般に関すること。 2 国・他都市との連絡調整に関すること。
医療局病院 経営本部	市立病院における医療活動に関すること。
消防局	1 緊急事態発生の通報受理及び危機管理室への伝達に関すること。 2 救急・救護活動に関すること。 3 現場仮救護所の設置に関すること。
発生区	1 区本部等の設置及び運営に関すること。 2 関連情報の収集及び伝達に関すること。 3 区民からの相談等に関すること。 4 区民への広報に関すること。 5 仮設救護所の設置、職員の派遣及び応急医療に関すること。 6 区医療関係団体への協力依頼及び連絡調整に関すること。
全区局は第2部第2章第5節及び次に掲げる事項について、必要に応じて、協力して実施する。 ○所管施設等の食中毒の防止に関すること。	

6 報道機関への対応等

食中毒事故の公表については、速やかに報道機関への発表を行うと同時に、市ウェブサイト等の広報媒体を活用して情報提供する。

7 行政措置（行政指導、行政処分）

原因究明の過程又は原因が究明された段階で、食中毒事件の拡大と再発を防止するために、時期を逸することなく効果的に行う。

第4節 事後対策

1 処理結果の検討

収束後に、処理経過等について検討し、得られた結果を以後の食中毒発生防止に活用する。

2 再発予防対策

事業者への啓発・監視指導

- (1) 食中毒を未然に防止するため、食品関係事業者及び事業所従業員に対し衛生講習会を行うとともに事業所への立入指導等を実施する。
- (2) 食中毒の原因となった施設に対しては、再発防止のために適宜衛生指導を実施する。
- (3) 食品の収去検査等を実施し、その結果により衛生指導を行う。